
報告の電子化の取組状況及び 今後の方向性について

新電子システム（EEGS）構築の背景

- 現在も電子報告システムは存在するが、利用率は約36%にとどまる。
- 報告者側・省庁側双方にとって利便性の高い新電子システム（EEGS※）を構築中。

報告者側

省庁側

課題

- 省エネ法と温対法で、重複する報告内容が多い
- 大規模な事業者の場合、多数の事業所からの情報収集の負担が大きい
- 現在の電子報告システムには、報告書作成支援機能がない（提出機能のみ）

- 紙媒体やPDFでの提出が大多数を占めるため、省庁側で報告内容の電子化（パンチ入力）が必要
- 報告内容に記入漏れ・記入ミスが多く、省庁側の確認作業に時間を要している

EEGSの機能

- 制度間で重複する項目の入力を一元化
- 事業所からの情報収集機能を実装
- 報告書の作成から提出までワンストップ化

- 報告書の作成・提出の利便性を高めることで、電子での提出を促進
- システムにエラーチェック機能を実装することで、記入漏れ・記入ミスを提出段階で防止

目標

報告業務の効率化による事業者及び行政の人的・時間的コストの低減

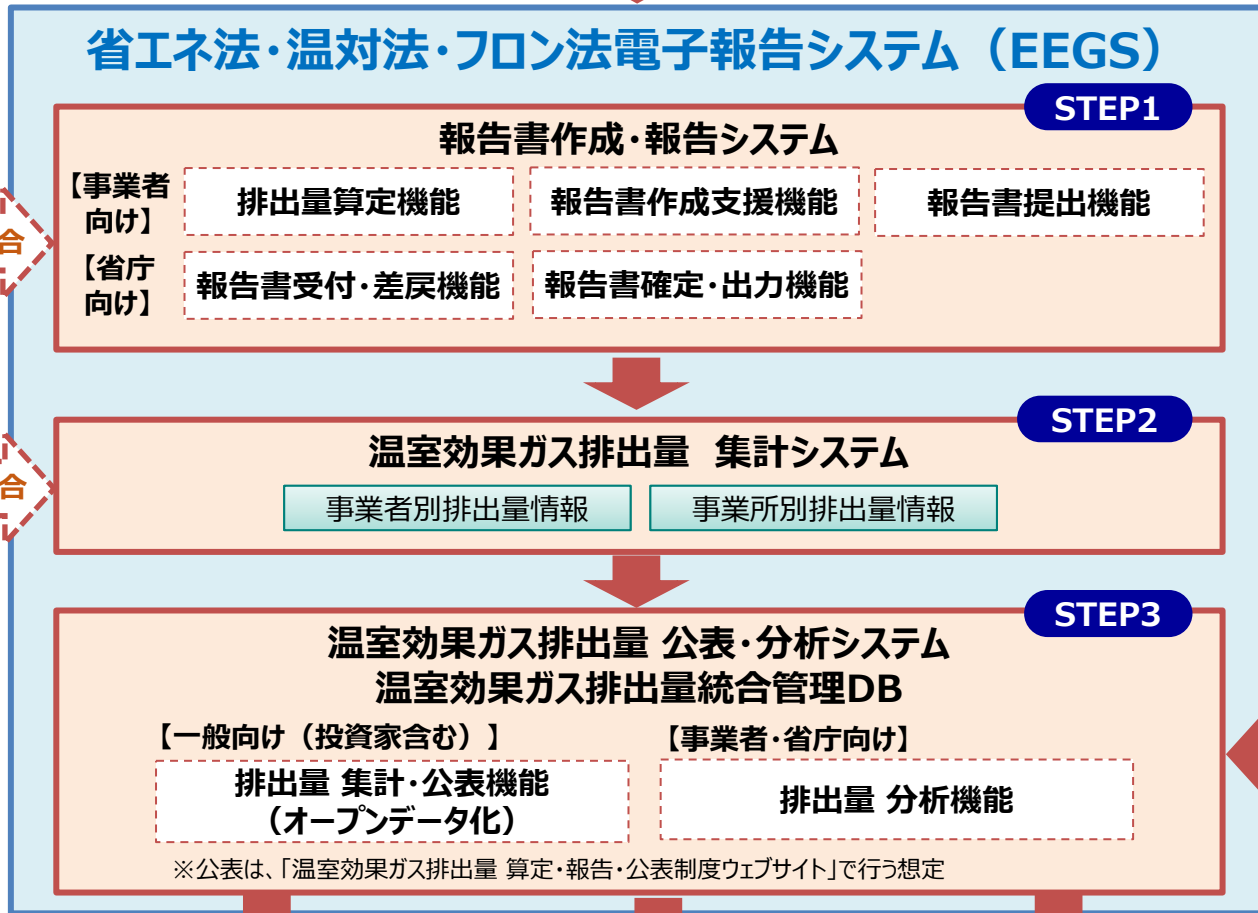
排出量情報の速やかな集計・公表の実現

EEGSの全体像

EEGS（イーグス）：Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

温室効果ガス排出者（個人以外）
企業 地方公共団体

省エネ法・温対法・フロン法の報告



＜各種ツールの統合＞

- 省エネ法報告書作成支援ツール
- 温対法報告書作成支援ツール
- フロン法報告書作成支援ツール

統合

- 温室効果ガス排出量入力・集計ツール

統合

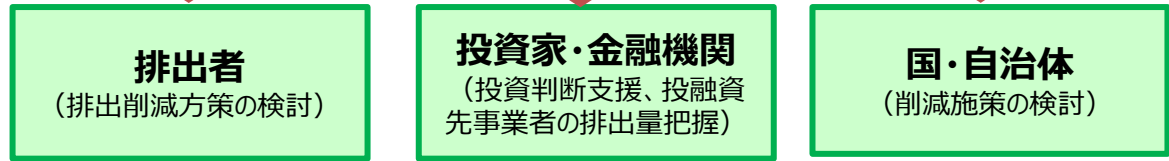
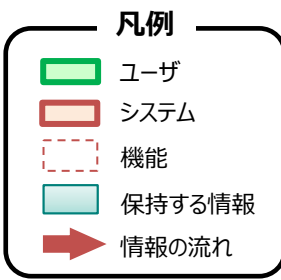
＜外部連携＞

- 【STEP1】
法人共通認証基盤（gBizID）
- 【STEP2】
地公体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）
- Jクレジット登録簿システム
- 【STEP3以降】
環境情報開示基盤システム
- 省エネ法関連システム
- 地方公共団体計画書制度

連携

黒字：システム 赤字：制度

- 環境省の外側にある公表データ（民間データ含む）**
- 人口・GDP等の経済社会データ
 - 売上、従業員数等の企業データ
 - 企業のESG開示情報
 - エネルギー消費データ
 - 気象データ



EEGS開発のスケジュール

- 原則電子報告化に向けて、令和4年度中にはEEGSでの報告書の作成・提出が可能となるよう構築作業を進めているところ。EEGSの周知を図り電子報告率を高めつつ、EEGSの構築・稼働や電子報告率の状況等も見ながら、原則電子報告化の実現を目指していく。
- また、令和5年度には、温対法改正にあわせた排出量等の公表機能が実装される予定。

	実施内容	システムに実装する機能	R1	R2	R3	R4	R5
STEP1	省エネ法・温対法・フロン法の報告書の作成から提出まで一気通貫で実施できるシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業者内部におけるデータ収集・管理 ✓ 制度をまたいだ入力フォームや報告画面の共通化 ✓ 前年度データの呼び出しによる入力補完 ✓ 入力ミスを防止するエラーチェック ✓ エネルギー消費量・活動量データの入力による排出量等の自動計算 ✓ 各制度に対応した報告書の作成 等 	仕様検討	開発		運用	
STEP2	関連システムとの連携による入力の利便性向上、報告内容の通知・集計機能の実装	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 関連するシステム（地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム（LAPSS）、J-クレジット登録簿システム等）との連携によるデータの自動取得 ✓ 電子報告の申請から報告書の提出までの完全電子化 等 		仕様検討	開発	運用	
STEP3	温室効果ガス排出状況の公表・分析機能の実装、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理プラットフォームの実現	<ul style="list-style-type: none"> ✓ STEP1・2で構築した機能の改修・高度化 ✓ UI/UXに配慮した排出量等情報の公表・オープンデータ化 ✓ 環境省の外部にある公表データ（社会経済データ等）と組み合わせた分析支援 ✓ 省エネ法システム等との連携を通じた省庁を横断した情報連携の自動化 			仕様検討	開発	運用

【参考】EEGSの周知

■ 報告の電子化を円滑に実現するため、下記リーフレット等により幅広くEEGSの周知を進める。

EEGS周知用リーフレット

省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム
通称：EEGS（イークス）
Energy Efficiency and Global Warming Countermeasures online reporting System

「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」は、省エネ法・温対法・フロン法の同時報告、及び、温室効果ガス排出に関する情報の統合管理を可能とするシステムです。報告手続の合理化等の観点から、**令和4年度以降の省エネ法・温対法・フロン法に係る報告は、原則として、EEGSを御利用ください。**このため、裏面にある通り、電子情報処理組織使用届出書の提出を進めて頂ければ幸いです。

EEGSは**令和4年5月**より稼働予定です。既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」は、**令和4年3月末日**をもって使用できなくなります。

◆ **報告にあたり、こんなことでお困りではないでしょうか？**

報告に必要なデータの収集	報告
<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 多数の事業所を持ち、社内のデータ収集の負担が大きい <p>システムの活用により…</p> <ul style="list-style-type: none"> システムを通じた事業所からのデータ収集が可能 	<p>現状</p> <ul style="list-style-type: none"> 報告書（紙媒体）を各省へそれぞれ郵送または持参 <p>システムの活用により…</p> <ul style="list-style-type: none"> 省エネ法・温対法、フロン法における各種報告をワンストップで実施

本システムの目的

- 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告のワンストップ化、他のシステムや他の制度の様々な情報との連携により**事業者の皆様の事務負担を低減**

本システムのメリット

報告書提出に伴う作業の低減	<ul style="list-style-type: none"> システム上で報告書提出が完了するため、紙での提出は不要 省エネ法・温対法・フロン法における各種報告の一元管理が可能
算定精度の向上	<ul style="list-style-type: none"> システム上で入力値の自動チェックが可能なため、事業所管省庁からの差戻し回数が減少
過年度報告内容の確認	<ul style="list-style-type: none"> 過去に提出した報告書の内容を確認でき、過年度の報告内容を参照しつつ今年度の報告書を作成可能
報告書処理状況の確認	<ul style="list-style-type: none"> 提出した報告書の省庁での処理状況（提出、受理、差戻し等）がシステム上で確認可能

※ 省エネ法定期報告を電子で提出いただくと、省エネ導入補助金において加点評価することを検討しております。

システムの利用にあたって必要となる事前準備

電子情報処理組織使用届出書の提出

- 「省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）」の使用にあたっては、**事前にシステムを使用するための使用届出書を提出**頂く必要があります。
- 使用届出書は下表に示す様式の書類を届出先へ、紙媒体で提出頂きます。
- なお、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」、「フロン法電子報告システム」を活用するために、既に使用届出書を提出済みの場合は、改めて提出頂く必要はありません。
- EEGSでも、既存システムのログインIDを使用することができます。**EEGSの稼働直後はアクセスが集中することが予想されますので、ログインIDを有していない場合は**早めに電子情報処理組織使用届出書を提出の上、既存システムでログインIDを取得**願います。

対象事業者	届出様式	様式ダウンロードURL	届出先 ^{*1}
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主） ^{*2}	省エネ法様式第43	https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/procedure/index02.html	経済産業局
温対法（特定排出者） ^{*3}	温対法様式第4	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual	経済産業局 又は 地方環境事務所
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	省エネ法様式第27	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_tk_000002.html	国土交通本省 又は 地方運輸局
フロン法（特定漏えい者） ^{*4}	フロン法様式第4	https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/issuu_santei-4.html	経済産業省 又は 環境省

^{*1}：事業者の主たる事業所の所在地を管轄する経済産業局、地方環境事務所又は地方運輸局等に提出してください。ただし、フロン法については、経済産業省又は環境省の本省に提出してください。
^{*2}：経済産業省へ省エネ法定期報告書等を提出するために、既存の「省エネ法・温対法電子報告システム」を用いずe-Govを用いて電子報告を行っている場合は、ID番号の付与を受けた経済産業局窓口へご相談ください。
^{*3}：省エネ法による電子申請の使用届出を既にしている場合は、改めて届出する必要はありません。
^{*4}：省エネ法又は温対法において使用届出書を提出済であっても、フロン法の使用届出書の提出が必要です。

お問合せ先

- ご不明な点がございましたら、以下の窓口までお問合せください。

対象事業者	お問い合わせ先	連絡先記載URL
温対法（特定排出者）	経済産業局又は地方環境事務所	https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/questions
省エネ法（特定事業者、特定連鎖化事業者、認定管理統括事業者、特定荷主又は認定管理統括荷主）	経済産業局	
省エネ法（特定輸送事業者又は認定管理統括貨客輸送事業者）	地方運輸局	http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/environment/sosei_environment_fr_000002.html
フロン法（特定漏えい者）	フロン法ヘルプデスク	https://www.env.go.jp/earth/furon/contact/index.html

※フロン法報告に関しては、令和4年度は既存システムから機能に変更はありませんが、令和5年度以降に漏えい量の算定機能を追加する予定です。